

# 対インド政府建議書

## 序文

日本とインドの関係は、「戦略的グローバル・パートナーシップ」として、更に発展しつつあり、両国関係は政治、経済あらゆる面にわたり大きな潜在性を秘めています。日印関係の発展は、両国のみならず21世紀の世界とアジアの平和と繁栄にとり重要な意味をもち、特に経済面においては、近年日本企業の進出が加速し、また、インドは日本にとり最大の円借款供与先であり、国際金融危機の中にあっても、日本にとってインドのビジネスは引き続き重要であることに変わりはありません。

日本企業のインドへの進出が増えるに伴い、当地における問題が一層深刻化してきています。商工省のご協力により、例えばSADの還付について一定の進展が見られたことを評価しています。しかしながら、土地利用・取得、税制、インフラ、労働、物流、知的財産権、外資規制、査証手続、行政の非効率・不透明性等、新しい問題ではありませんが、多くが解決していないというのが実情です。今後、インド経済が一層発展していく上でこのような問題への取組は不可欠と考えられますし、また、日本からインドにさらに多くの企業が進出していく上でも、一つ一つの問題を着実に解決していくことが重要と言えます。

このような問題意識から、今回インド日本商工会議所として「対インド政府建議書」を作成し、インド政府に提出することとしました。建議書の提出、インド政府との対話を通じて、個別の問題の解決とともに、インド経済の一層の発展、日印経済関係の強化に貢献できることを期待しております。

2009年2月12日

インド日本商工会

## 1. 土地取得・利用

- インドにおける土地取得の手続きは、複雑、不透明であり、日本からの投資促進の上で大きな障害となっている。
  - ・ハリアナ州パワール工業団地においては、土地購入後に HSIIDC より追加徴収要請が行われた。HSIIDC は支払い命令が出された際は購入者が負担することが通常の契約であるとしているが、こうした追加徴収は投資家にとり予測不可能なリスクをもたらすものである。また、その際、金利を購入以前の期日から計算するのも不合理である。
  - ・土地用途を農地から工業地に変更するために多大な手続きと時間を要する。手続きの迅速化と簡素化を求める。
  - ・外国企業が一定の条件の下で土地取得を行うことができるよう求める。また、外国企業が印企業をパートナーとして土地取得を行う際、印企業の対応（土地取得、登記に至る条件、プロセス）について透明性をもたせるよう指針を示すべきである。

## 2. 税制（外国企業へ不利な税制など）

- ・インドの税制は複雑でわかりにくい。税制及びその変更等について迅速な情報開示・説明を行うよう求める。関税率表についても速やかに更新すべきである。
- ・移転価格税制において、基準となる独立企業間価格の算出方法が曖昧である場合が見受けられるので、A P A（事前確認制度）の確立を求める。
- ・法人税率の国内外格差（国内法人 30%、外国法人 40%）の改善を求める。また、サーチャージ（国内法人 10%・外国法人 2.5%）、教育税(Education Cess 3%)等、複雑な課税方式の改善を求める。あるいは法人税等への一本化を求める。
- ・2010 年の GST(Goods Service Tax)の導入に伴い、州間取引に対する課税(CST: Central Sales Tax)の全廃を求める。また、建設業特有の WCST(Work Contract Tax)や Service Tax が税務処理を非常に煩雑化している。これらも GST に一本化することを求める。
- ・州毎に異なる入域税（オクトロイ、エントリータックス）を統一するよう求める。
- ・基本関税率(BCD: Basic Custom Duty)の引き下げを求める。また、追加関税(Additional Duty/CVD: Countervailing Duty)、特別追加関税(SAD:Special Additional Duty / Additional Duty of Customs)、教育目的税(Education Cess 3%)の等の複雑な税制の撤廃を求める。
- ・SAD 還付手続きの更なる簡素化を求める。
- ・企業側に課されている配当金分配税(DDT: Dividend Distribution Tax)については、その趣旨に鑑み、配当受け取り側から徴税するよう変更を求める。
- ・投資誘致のためには現地生産のメリットを高めることが必要である。最終ユーザーが直接完成品を輸入した場合 VAT が免除される一方、インド生産品の販売は VAT 分だけ不利になる。また、完成品と部品の関税率が同じである場合、インド国内における生産意欲を大いに妨げるものとなる。

- ・ MRP 表示義務の撤廃、あるいは運用ルールの柔軟化を求める。
- ・ MRP ベース課税の際の割引率決定の透明化を求める。
- ・ 製品（部品）輸入の際の HS コードの国による違いの解消を求める。（製品(部品)輸入の際の HS コードがタイ等で輸出の際使われるコードと違っている場合があるので早急に統一する必要がある。）印タイ FTA の下、従来無税扱いでタイより輸入していた冷蔵庫が最近複合冷蔵庫と分類され 10%の関税を受けることとなった（Circular No. 23/2008-Cus dated 29 December 2008）。当地日本企業にとり重い負担をもたらすものであり、無税品目とするようタイの税関当局と再調整することを求める。
- ・ R&D Cess 法による海外からの技術移転に対する 5 % 税の廃止を求める。
- ・ ソフトウェア課税 8.24%の廃止を求める。
- ・ 輸入原料への相殺関税と特別追加課税の合算が製品販売時の物品税を超過することで発生する CENVAT CREDIT 還付システムの即時整備を求める。
- ・ 外国企業への PE 課税を拡大的に運用すると企業活動を萎縮させる。
- ・ 駐在員の出張費用、出張宿泊費、交通費、社宅補助費へのフリンジ・ベネフィット税の撤廃を求める。

### 3. インフラ（インフラ未整備による問題）

- ・ 日本企業進出先における水、電力、道路、港湾、通信セクターのインフラ整備を求める。工業用地では工業団地側が電気・給水・排水設備を準備するような契約条項があるが、遵守されていない。このような状況は今後の製造業進出意欲を大いに妨げるものとなるので、早急な改善を求める。
  - 工場の設備に関しては 100%自家発電に頼っており、電力コストが売り上げに占める割合が日本、タイに比べ 3 倍以上となり、インドで生産するメリットがない。
  - 給水については井戸を掘るための許可を中央政府管轄 GWA より取得する必要があるが非常に難しい。今後の製造業進出意欲を大いに妨げるものと考えられ、早急な改善を望む。
- ・ ホテル産業にかかる規制、ホテルの用地取得にかかる規制を緩和することにより、ホテルの慢性的不足状態を改善するようにすべきである。

### 4. 物流

- ・ 通関手続きの簡素化・迅速化を求める。
- ・ 全 ICD（Inland Container Depo）での輸出入通関 EDI 化の早期導入・実現を求める。また、ICD（Inland Container Depo）内および周辺の道路の渋滞改善、路面の保全を求める。ICD 内および周辺の道路が常に渋滞、また路面状態が悪く精密機械の輸送、保管に障害がある。
- ・ 通関料および港湾チャージ（ターミナルハンドリングチャージ）の固定化を求める。

- ・共同保税倉庫の拡大及びメンテナンスの充実（共同保税倉庫が狭いため、ダメージ、紛失、搬出入作業遅延が頻繁に発生する。倉庫はメンテナンス不足で不衛生、且つ運搬機械（フォークリフトなど）が不足しているためダメージ、遅延が発生している。）
- ・税関審査の評価基準の公開、職員への教育の徹底、検査取り扱い基準等の作成を求める。税関審査が職員によって差があり過ぎ不透明（要求される書類、データが官吏により異なる）。貨物検査の取り扱いが乱暴で頻繁に中身の紛失、ダメージが発生する。
- ・輸入通関時において関税納付が小切手により行われており、遠隔地の顧客などには不便である。銀行振り込み方式が可能となるよう求める。
- ・税関システムが頻繁にダウンする状況の改善（特に海上貨物通関）を求める。
- ・航空貨物の輸入通関には到着 24 時間前に貨物マニフェスト（明細）を税関システムに登録する義務があるが、アジア便や緊急貨物の場合対応は不可能に近い。早急な改善を求める。

#### 5. 外資規制（外資規制の緩和、外国投資実行委員会 FIIA に関する問題など）

- ・外資取引の許可取得の際の手続きの簡素化を求める。
- ・FIPB 許可取得の為の NOC の取付け・提示義務の撤廃を求める。（2005 年 1 月以前の JV 相手から、同業種への出資参画・事業拡大につき同意を取り付けることが必要。）
- ・債務超過に陥った場合の撤退に対する規制緩和を求める。
- ・ECB の緩和を将来のプロジェクト案件のみならず、現在進行中のプロジェクト案件にも適用するようにし、既に RS 建て借入れ資金で支払いが行われた金額に対しても外貨建て長期借入れ資金への借換対象とできるようにすることを求める。
- ・Technical Collaboration Guideline 商標のライセンスの廃止を求める。（国内販売額の 5% 輸出額 8% までしか認めない。RBI の投資許可が自動的に下りない。）
- ・小売業など業態別の外資規制の緩和の早期実施を求める。

#### 6. 査証手続き

- ・短期滞在や企業内転勤に係る査証手続きの簡素化・迅速化を求める。
- ・インド国内における査証延長申請による延長期間(3 ヶ月)の長期化を求める。
- ・90 日以内の短期滞在の査証免除を求める。

#### 7. 行政の非効率・不透明性

- ・建設に関わる許認可手続きの簡素化・迅速化、縦割り行政による部署間の矛盾を解消するよう求める。（建築申請の承認に 5 ヶ月以上かかる場合がある。）
- ・急なルール改定の回避を求める。
  - 10 月の Provident Fund への外国人の強制加入通知(通知から施行までの期間が短い)

- 十分な準備期間のない、インド規格（BIS 規格）の施行

## 8 . 社会保障協定

- ・ 社会保障協定の早期締結を求める。
- ・ 外国人被用者準備基金制度（E P F）、同準備退職金制度（E P S）施行は外国企業にとって大きな負担、競争力低下を強いるものである。日印社会保障協定締結までの暫定措置として適用の繰り延べなどを要請する。

## 9 . 知的財産権

- ・ 模倣品及び並行輸入の厳格な取締りと関連の法整備を求める。

## 10 . セクター別

### ( 1 ) 金融

- ・ 銀行分野の営業規制に関し、Priority Sector Lending（優先分野貸出枠規制）の規模（外国銀行 32%）の緩和及び貸付先分野（輸出関連企業、中堅・中小企業）の弾力的運用を求める。
- ・ 外銀の資金繰りを安定化させ円滑な国内への資金流入を支援するためにも、本社からの借り入れ制約（1000 万ドル又は支社資本の 50%までに制限）の更なる緩和を求める。
- ・ 外国銀行の支店開設に対する積極的認可及び迅速な手続きを求める。
- ・ 金融危機以降、輸出信用状決済に対する理不尽な Discrepancies 扱いに Unpaid、決済遅延の事例を聞く
- ・ 保険分野における外資規制の緩和の早急な実施（FDI 上限 26%の引上げ）を求める。
- ・ 銀行間資金市場における Term もの資金放出の拡大と市場整備を求める。
- ・ 外国為替、資本規制の一層の緩和と銀行手続の簡素化、迅速化（特に外国送金及び輸出入関連取引）を求める。
- ・ 業務拡大に応じた弾力的な増員等が可能になるよう、外国銀行に対する派遣行員枠の規制緩和を求める。

### ( 2 ) 鉄鋼

- ・ BIS 規格取得に関し施行時期の延期及び影響の甚大な重要産業（例：自動車等）の除外を求める。

### ( 3 ) その他

- ・ インフラ事業入札案件における、外資導入に繋がるような入札要領の国際標準化（国際標準に則った応札準備期間の設定、事前資格審査（PQ）段階でのボンド差入れ要

求の見直し等)、及び入札関連日程・制度の信頼性向上(PQ及び入札期間中の日程変更回数を減らすこと、PQによりショートリストするルールを導入後、1年も経たずに同ルールを撤廃する動きがあるが、同制度を安定させ信頼性を高めること)を求める。

- ・ NH8のTAGラインが円滑に流れるよう交通整理を求める。